

# 令和6年度 漏水調査業務 特記仕様書

川中島水道管理事務所

## 第1条（適用）

この仕様書は川中島水道管理事務所が施行する令和6年度 漏水調査業務（以下「本調査」という）に適用する。

## 第2条（目的）

本調査は、長野市篠ノ井布施高田他における給水装置のメータにおいて、検針時に検針作業員による時間積分式検出器を用いて測定した結果を基に抽出された箇所（以下、「別途委託抽出箇所」という）の、戸別・弁栓・路面音聴調査ならびに確認調査を実施し漏水箇所を特定することを目的とする。

## 第3条（計画準備）

本調査を実施するにあたり、本仕様書を基に地域の特性を把握し、具体的な作業計画書を作成すること。

## 第4条（疑義）

受託者は本調査の作業を行うにあたり、本仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合には、監督員と協議し指示を受けるものとする。

## 第5条（調査区域）

調査区域は当管理事務所管内の長野市篠ノ井布施高田他とし、給水装置の戸別漏水調査作業とする。なお、調査箇所数5%以内の増減については変更契約の対象としない。

## 第6条（業務内容）

受託者は以下の業務を実施するものとする。なお業務にあたっては随時監督員と協議のうえ実施するとともに、記載のない事項については、事前に監督員と協議すること。

### (1) 作業計画書作成

当管理事務所より貸与された過年度の成果品（二次調査一覧表を含む）において、本業務に必要な情報を整理し、漏水調査の実施有無等を検討すること。

別途委託抽出箇所資料をもとに、本調査に先立ち、調査方法、作業工程等の綿密な作業計画を作成すること。計画作成に際しては必要な協議打合せを含むものとする。

なお、調査対象箇所に対する戸別音聴作業用の調査図作成を含むものとする。

### (2) 戸別音聴調査

別途委託抽出箇所について、音聴棒等による戸別音聴調査を行う。

なお、戸別音聴調査は、漏水調査実績を持つ者が行うこと。

別途委託抽出箇所のうち戸別音聴調査を行わない箇所については進捗報告時に理由を付してして協議すること。

### (3) 弁栓音聴調査

戸別音聴調査で漏水音がある場合、付近の止水栓・仕切弁等の漏水音を調査する。

なお、弁栓音聴調査は、漏水調査実績を持つ者が行うこと。

### (4) 路面音聴調査

戸別・弁栓音聴調査で漏水音がある場合は漏水探知器を用いて、管路上を10m/箇所程度音聴して漏水音を探知する。

なお、路面音聴調査は、漏水調査実績を持つ者が行うこと。

#### (5) 確認調査

調査区域内にて検出された漏水疑似箇所について、漏水か否かを判断し、漏水と判断した場合は、漏水探知器等を用いて正確な漏水ポイントを割り出すこと。

なお、確認調査は、漏水調査実績を持つ者が行うこと。

#### (6) 報告書作成

漏水調査の進捗については、業務報告書を提出すること、内容は第9条による。

### 第7条（資料貸与）

業務に必要な配管図等は貸与するものとし、取扱いについては慎重に行い、作業完了後は速やかに返却しなければならない。

### 第8条（機器の取り扱い）

調査に使用する機器類は、十分に整備点検を行った機器を用いること。

### 第9条（進捗報告）

受託者は漏水調査を実施するにあたり、1週間ごとに業務日報を監督員に報告するとともに、発見された漏水箇所は速やかに漏水調査記録票（状況写真含む）にて状況を報告すること。また、1か月ごとに業務月報を監督員に報告すること。

各報告の様式については、作業計画書提出時に承認を得ること。

### 第10条（土地への立入り）

受託者は戸別音聴調査及び確認調査を実施するにあたり、当所が発行する漏水調査員証を携帯すること。また宅地内に立ち入る際は、事前に所有者に対し通知し、その目的を説明して了解を得なければならない。

### 第11条（紛争の解決）

受託者は、調査中及び調査のため第三者と紛争のあったときは、その紛争の解決にあたらなければならない。

### 第12条（守秘義務）

受託者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

### 第13条（成果品）

調査の成果品は以下のものをA版にて2部、電子データにて1部提出すること。

(1) 漏水箇所報告書

漏水箇所一覧表、漏水調査記録票

(2) 漏水分布図

(3) 二次調査一覧表（本業務の漏水調査結果を加筆したもの）

(4) 漏水調査記録写真（抜粋報告可）

(5) 業務月報

(6) 業務日報

(7) まとめ

結果概要（調査実施数量、調査戸数の内訳（月別、積分率別等）など）

結果分析（漏水別・地域別の発生率と漏水量、漏水防止量と経済効果、考察など）